

## 米子市飲食店テイクアウト・デリバリー等推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）第5条第2項の規定に基づき、米子市飲食店テイクアウト・デリバリー等推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる中分類76飲食店の分類が適用され、かつ、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定により飲食店営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に掲げる飲食店営業をいう。）又は喫茶店営業（同条第2号に掲げる喫茶店営業をいう。）の許可を受けて営業する店舗をいう。ただし、社員食堂、施設宿泊者専用の食堂等特定の者を対象として飲食物の提供を行う店舗を除く。
- (2) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当するもの及び同条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (3) テイクアウト 消費者が事業者の調理した食品を当該事業者の営む飲食店で購入し自宅等へ持ち帰ることをいう。
- (4) デリバリー 事業者が調理した食品を消費者の自宅等に届けることをいう。

### (交付の目的)

第3条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた市内の飲食店を営む中小企業者等が行う、テイクアウト、デリバリー等の利用の促進、利便性の向上等のための取組に係る経費の一部を補助することで、テイクアウト、デリバリー等の取組を推進し地域に浸透させ、飲食店を営む事業者の事業の継続に資することを目的とする。

### (補助金の交付等)

第4条 市は、前条の目的の達成に資するため、別表第1項に定める事業（以下「補助対象事業」という。）を同表第2項の期間内に行う同表第3項に定める者（以下「補助対象事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助対象事業に要する別表第4項に定める経費（以下「補助対象経費」という。）の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の合計額に、同表第5項に定める率を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てるものとし、同表第6項に定める額を上限とする。）以下の額とする。
- 3 補助対象事業の実施に当たっては、米子市中小企業振興条例（令和2年米子市条例第12号）の趣旨を踏まえ、市内の中小企業者等への発注に努めなければならない。ただし、やむを得ない事情で市内の中小企業者等への発注が困難と市長が認めた場合については、この限りでない。

### (交付の申請)

第5条 本補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）は、市長が別に定める期日までに行わなければならない。

- 2 交付申請をしようとする者は、米子市飲食店テイクアウト・デリバリー等推進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
  - (1) 米子市飲食店テイクアウト・デリバリー等推進事業計画書（別記様式第2号）
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 交付申請は、1事業者につき1回に限るものとする。

(交付の決定)

- 第6条 本補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 交付決定の通知は、規則第9条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により行うものとする。

(軽微変更範囲)

- 第7条 規則第11条第1項の市長が定める軽微な変更は、本補助金の額の増額及び前条の規定により交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の目的又は内容の変更以外の変更とする。

(実績報告)

- 第8条 第6条の規定による交付決定を受けた補助対象事業者は、補助事業が完了したとき（規則第11条第1項の規定により当該補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業が完了した日又は当該補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して15日を経過する日までに、米子市飲食店テイクアウト・デリバリー等推進事業実績報告書（別記様式第3号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

- 第9条 市長は、補助対象経費が適正に支出されていると認められる場合は、交付決定の額（規則第11条第1項の承認をした場合（交付決定の額の変更を行う場合に限る。）は、当該変更後の額）の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支払実績額に基づき算定した額（第4項において「確定額」という。）の本補助金を、補助事業者へ支払うものとする。
- 2 補助事業者は、本補助金の支払の請求をしようとするときは、市長に対し、米子市飲食店テイクアウト・デリバリー等推進事業補助金支払請求書（別記様式第4号）を提出しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、補助事業者が希望する場合は、市長は本補助金の概算払を行うことができる。
- 4 市長は、前項の規定により本補助金の全部又は一部の支払を受けた補助事業者について、既に支払った額が確定額を超える場合は、当該補助事業者に対し、その超える額の本補助金の返還を命ずるものとする。

(本補助金の交付の制限)

- 第10条 米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条各号に掲げる歳入金を滞納し、かつ、その納付について著しく誠実性を欠く者については、本補助金の交付の対象としない。

(規定外事項)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助対象事業	テイクアウト、デリバリー等の利用の促進、利便性の向上等のための取組
2 補助対象期間	交付決定の日から令和3年6月30日まで
3 補助対象事業者	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、テイクアウト、デリバリー等の取組を行い事業の継続を図ろうとする者で、次の(1)から(3)までに掲げる要件の全てを満たすもの。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者を除く。</p> <p>(1) 飲食店を営む中小企業者等又はこれに類する法人等であって、市内に飲食店を有するもの。</p> <p>(2) 令和2年11月30日までに営業を開始した者であること。</p> <p>(3) 次のア又はイに掲げる要件のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 令和2年12月から交付申請の日の属する月の前月までの売上高のうち、いずれかの月の売上高が、当該月の前年同月（当該前年同月が令和2年2月以後の月であり、かつ既に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けていた月であるため当該前年同月を売上高の比較の対象とすることが適当でない場合は、同月のさらに前年同月）の売上高に比して30パーセント以上減少していること。</p> <p>イ 令和元年12月2日以後に営業を開始したことにより、又は市長が認める特段の事情により、アによる売上高の比較ができない又は比較することが適当でない場合は、令和2年12月から交付申請の日の属する月の前月までの売上高のうち、いずれかの月の売上高が、交付申請の日の属する月の前年同月の翌月から令和2年11月までのいずれかの月の売上高に比して30パーセント以上減少していること。</p>
4 補助対象経費	<p>補助対象事業の実施に要する経費として、次に掲げるもの。ただし、(5)に掲げる経費の額は、補助対象経費の額の合計額の2分の1以内とする。</p> <p>(1) 広告宣伝費（販売促進のためのチラシ、のぼり、クーポン券、看板等の製作費、新聞、雑誌、インターネット等の広告費等）</p> <p>(2) 手数料（配達代行サービスの利用に係る手数料等）</p> <p>(3) 委託費（販売促進のためのチラシ等のデザイン料、テイクアウト・デリバリーに係るネット注文システムの構築費等）</p> <p>(4) 賃借料（配達用バイク又は移動販売車両のリース・レンタル料等）</p> <p>(5) 消耗品費（弁当容器の購入に係る経費等）</p>
5 補助率	5分の4
6 限度額	10万円

別記

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

米子市長 様

申請者 所在地（〒 - ）

（個人事業主の場合は住所）

名称及び代表者の氏名

（個人事業主の場合は氏名）

印

電話番号

### 米子市飲食店テイクアウト・デリバリー等推進事業補助金交付申請書

米子市飲食店テイクアウト・デリバリー等推進事業補助金の交付を受けたいので、米子市飲食店テイクアウト・デリバリー等推進事業補助金交付要綱（令和3年2月15日施行）第5条の規定により申請します。

なお、当該補助金の交付に当たり、米子市長が、私の市税等（米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条に規定する市税等をいいます。）の納付の状況について調査することに同意します。

#### 記

- 1 補助対象事業の名称 米子市飲食店テイクアウト・デリバリー等推進事業
- 2 申請内容

補助対象事業の内容	別添米子市飲食店テイクアウト・デリバリー等推進事業計画書のとおり
補助金交付申請額	円

#### 備考

- 1 申請者（申請者が法人その他の団体である場合は、その役員全員）の氏名、性別及び生年月日を記載してください。
- 2 申請者（申請者が法人その他の団体である場合は、その役員全員）が次のいずれかに該当するか否かについて米子警察署に照会することがありますので、ご承知ください。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行うもの又はこれらと密接な関係を有するもの

申請者（申請者が法人その他の団体である場合は、その役員）の氏名、性別及び生年月日

職名	ふりがな 氏名	性別	生年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

※ 申請者が法人その他の団体である場合は、上記の役員が備考の2の(2)又は(3)のいずれかに該当するか否かを米子警察署に照会することについて、当該役員の同意を得てください。

※ 申請者（申請者が法人その他の団体である場合は、その役員）の個人に関する情報は、この申請に基づく補助金の交付に関する事務を処理するため、及び米子警察署に照会するために使用し、これらの目的以外の目的のためには使用しません。

様式第2号（第5条関係）

米子市飲食店テイクアウト・デリバリー等推進事業計画書

1 補助対象事業者の概要

店舗の所在地・名称 (補助対象事業の対象店舗)			
上記店舗の事業内容			
本申請の担当者 (提出書類の内容の確認ができる方)	(ふりがな)	電話	
	氏名		

2 新型コロナウイルス感染症の影響による売上高の減少

令和2年12月から申請日が属する月の前月までのいずれかの月の売上高		Aと比較する月（前年同月等）の売上高	
年 月	(A) 円	年 月	(B) 円
減少率 (B _____円 - A _____円) ÷ B _____円 × 100 = _____ (%)			

※ 前年同月との比較が困難な場合、その理由( )

3 本補助金を活用して実施する取組の概要（当てはまるものにしてください（複数可））

サービス区分	<input type="checkbox"/> テイクアウト <input type="checkbox"/> デリバリー <input type="checkbox"/> その他( )
本補助金を活用し実施する取組の目的及び内容	<input type="checkbox"/> 上記サービスの利用促進 <input type="checkbox"/> 上記サービスの利便性向上
	<input type="checkbox"/> 上記サービスの拡大又は新規参入 <input type="checkbox"/> その他( ) (具体的な取組内容を記入してください。)

4 支出内訳

No.	補助対象経費の内容	金額(税抜額)	備考(数量・積算根拠・発注予定先等)
1		円	
2		円	
3		円	
補助対象経費合計額(C)		円	

5 補助金交付申請額

補助対象経費合計額 (C)	補助率	補助金交付申請額 C × 4 / 5 又は 100,000円のいずれか低い額
円	4 / 5 (80%)	円 ※千円未満切捨て

6 添付資料

- 1で記載した補助対象事業の対象店舗に係る飲食店の営業許可書の写し
- 2で記載した各月の売上高の確認ができる書類の写し(米子市飲食関連事業者応援給付金の交付を受けている場合は、当該給付金の交付決定通知書の写しでも可)
- 4で記載した補助対象経費の金額の根拠が確認できる書類(見積書等)の写し

米子市長 様

申請者 所在地（〒 - ）

（個人事業主の場合は住所）

名称及び代表者の氏名

（個人事業主の場合は氏名）

印

電話番号

米子市飲食店テイクアウト・デリバリー等推進事業実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定の通知のありました米子市飲食店テイクアウト・デリバリー等推進事業補助金に係る補助事業の実績につきまして、米子市飲食店テイクアウト・デリバリー等推進事業補助金交付要綱（令和3年2月15日施行）第8条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 補助事業者の概要

店舗の所在地・名称 （補助事業の対象店舗）	
上記店舗の事業内容	

2 本補助金を活用して実施した取組の概要（当てはまるものに☑してください。（複数可））

サービス区分	<input type="checkbox"/> テイクアウト <input type="checkbox"/> デリバリー <input type="checkbox"/> その他（ ）
本補助金を活用 し実施した取組 の目的及び内容	<input type="checkbox"/> 上記サービスの利用促進 <input type="checkbox"/> 上記サービスの利便性向上
	<input type="checkbox"/> 上記サービスの拡大又は新規参入 <input type="checkbox"/> その他（ ） （具体的な取組内容を記入してください。）
事業実施期間	交付決定日から 年 月 日まで
取組の効果	

3 支出内訳

No.	補助対象経費の内容	金額(税抜額)	備考(数量・積算根拠・発注先等)
1		円	
2		円	
3		円	
補助対象経費合計額(A)		円	

4 補助金の精算額

交付決定額(B)	補助対象経費合計額 (A)	補助率	補助金の精算額 A × 4 / 5 (Bの額の範囲内)
円	円	4 / 5 (80%)	円 ※千円未満切捨て

5 本補助金の既受領額及び受領日

第1回概算払（ 年 月 日） 円

第 回概算払（ 年 月 日） 円

第 回概算払（ 年 月 日） 円

6 添付資料

(1) 3で記載した補助対象経費の支払を証する書類（領収書等）の写し

(2) 補助事業の成果を証する書類（チラシ等の成果物、写真等）

様式第4号（第9条関係）

米子市飲食店テイクアウト・デリバリー等推進事業補助金支払請求書

一金							円
----	--	--	--	--	--	--	---

年 月 日付け第 号ー で交付決定の通知のありました補助金の支払につきまして、米子市飲食店テイクアウト・デリバリー等推進事業補助金交付要綱（令和3年2月15日施行）第9条第2項の規定により請求します。

補助事業の名称		米子市飲食店テイクアウト・デリバリー等推進事業
交付決定（確定）額		円
内訳	既受領額	円
	未受領額	円
完了払・概算払の別		完了払 ・ 概算払（第 回・精算）

年 月 日

補助事業者

所在地

（個人事業主の場合は住所）

名称及び代表者の氏名

（個人事業主の場合は氏名）

印

電話番号

振込口座

金融機関	銀行・信用金庫・農業協同組合
支店名	
口座の種類	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義人	（フリガナ）
	（漢字）

米子市長 様